

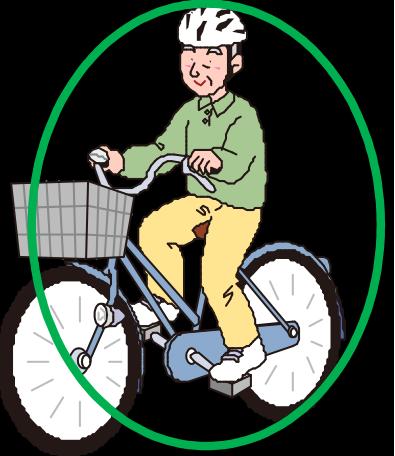


苦小牧警察署 交通安全情報

令和7年9月9日
交通第一課
企画係

自転車安全指導通信第1号

触るな、スマホ。（自転車運転中）



メッセージは停まって確認しましょう

自転車に乗りながら音楽を聞くのはやめましょう

ヘルメット着用！前方注視！
爽やか笑顔！120点満点

違反となる行為と罰則

自転車運転中に…

スマホを手で持って画面を注視

自転車に取り付けたスマホの画面を注視

スマホで通話する
※ハンズフリー装置を併用する場合を除く

現行の罰則

・左記の行為のみ
⇒ 6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

・左記の行為により、交通事故を起こすなどした場合
⇒ 1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

令和8年4月から
「青切符」の対象に！！
(反則金1万2千円)

危険だよ ながら運転 周り見て